

広告主利用規約

成果報酬型広告主利用規約(以下、「本規約」という)は、i-See 株式会社(以下、「当社」という)が提供する本サービス(第1条で定義)の利用に関して、当社と広告主(第1条で定義)との関係を規律するものである。

第1条(定義)

(1)広告主、広告主サイト

「広告主」とは、当社指定の方法にて本サービスの利用の申込を行い、本サービスを通して自己の運営するWEBサイトまたはアプリ等へユーザーを誘導することを意図する者をいい、広告主が運営するWEBサイトまたはアプリ等を広告主サイトという。

(2)パートナー、アフィリエイトサイト

パートナーとは、当社と連携し、広告主の広告を掲載することで、ユーザーをWEBサイト等から広告主サイトに誘導し、成果報酬を得ようとする者をいう(個人・法人・インフルエンサー等含む)。また、パートナーが運営するWEBサイト、アプリ、SNS配信(Instagram・TikTok・X等を含む)、メールマガジン等の媒体をアフィリエイトサイトという。

(3)ユーザー

アフィリエイトサイト上のリンクから広告主のサイトに移動する者、又は、移動しようとする者をいう。

(4)アフィリエイトプロモーション

広告主サイト及びアフィリエイトサイトによって構成され、ユーザーをアフィリエイトサイトから広告主サイトへ誘導し、別途、当社と広告主で定める広告成果が発生した場合に、広告主が当社に、当社がパートナーに、同様に別途定める成果報酬を支払うシステムをいう。

(5)成果報酬

広告主と当社にて取り決めた成果(効果)が得られた場合に、当社からパートナーに支払われる報酬をいう。

(6)初期費用

広告主が本サービスを利用するため必要な初期登録料をいう。

(7)月額費用

広告主の本サービスのシステム自体の利用に関して固定費として毎月発生する費用をいう。

(8)本サービス

本サービスとは、当社が提供するアフィリエイトサービスをいい、パートナーがアフィリエイトサイトにおいて広告主サイトにリンクしたバナー広告、テキスト広告等(以下「広告等」とい

う)を掲載し、当該広告等を経由して広告主サイトへアクセスしたユーザーが一定の行為を行った場合に、広告主が当社に対し、本規約で定めた報酬を支払うことをいう。なお、パートナーは、第4条に定める提携がなされた広告主についてのみ、本サービスの広告等の掲載を行い、同項の広告報酬の支払いを受けるものとする。また、本サービスには、当社がパートナーと連携せずに、当社が運営するアフェリエイトサイト等を用いて、広告主の広告を掲載することで、ユーザーをWEBサイトから広告主サイトに誘導する場合も含まれる。

第2条(申込)

1. 広告主になろうとする者は、本規約のすべての内容に承諾のうえ、当社に対して、本サービスの利用の意思表示、または、登録フォーム等から送信行為を行うことで、申込をしたものとする。
2. 前項の申込があった場合、広告主として申込む者は、当社が申込内容を審査し、当社から当該申込者が入力を行なった電子メールアドレス宛に承諾のメール等をした時点、または、当該申込から7日を経過した後も否認のメール等を送信しなかった時点において、広告主と当社との間で本サービスに関する契約(以下、「本契約」という)が成立するものとする。
3. 広告主になろうとする者に対する本サービスの具体的条件(報酬単価、予算、成果地点、その他の事項)は、本規約別紙記載の案件概要等または別途当社が書面で提示した内容(以下、「案件概要等」という)に従うものとし、広告主になろうとする者は当該案件概要等に合意の上で、本条第1項及び第2項の申し込みを行わなければならない。
なお、当社が本契約成立後に広告主に対して案件概要等を提示した場合、広告主が当該提示日から起算して三営業日以内に書面等その他当社指定の方法により不承諾の意思表示を行わなかったときは、当該案件概要等に基づく個別契約が成立したものとみなす。
4. 当社は、本条の契約成立後、広告主と協議の上、具体的条件の内容を変更することができる。
5. 本契約は、当社と広告主との間で以後個別の申込と承諾によって締結される個別の広告契約(以下、「個別契約」という。)のすべてに適用されるものとする。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合には、個別契約の定めが本契約に優先するものとする。
6. 当社は、広告主になろうとする者が、以下の事由に該当する場合には申込みを承認しないことがある。また、当社の承認後においても、以下の事由に該当することが認められた場合には、本規約の定めに従い当社は本契約を解除することができるものとする。
 - (1)法定代表人の同意を得ていない未成年の場合
 - (2)過去に本サービスにおいて登録抹消されたことがある場合
 - (3)登録情報に偽りがあった場合

- (4) アダルト関連の商品・サービスを提供している場合
 - (5) ねずみ講、マルチ商法、ネットワークビジネス等に関わっている場合
 - (6) 違法又は反社会的行為をしている場合
 - (7) 宗教法人を営んでいる場合
 - (8) 不当な高額商品や情報商材等を販売している場合
 - (9) その他当社が不適当と認めた場合
7. 当社は、広告主になろうとする者の運営するウェブサイトが、以下の事由に該当する場合には申込みを承認しないことがある。また、当社の承認後においても、以下の事由に該当することが認められた場合には、本規約の定めに従い当社は本契約を解除することができるものとする。
- (1) わいせつ、アダルト関連の表現・内容を含む場合
 - (2) 著作権、商標権、著名なドメインその他の知的財産権を侵害するおそれのある表現・内容を含む場合
 - (3) 謹謹中傷や営業妨害するおそれのある、または名誉・プライバシー権・肖像権等の権利を侵害するおそれのある表現・内容を含む場合
 - (4) ねずみ講、マルチ商法、ネットワークビジネス等に関わる場合、または当該サイトに類似する場合
 - (5) ギャンブルサイト、もしくは賭博に関するサイト(公営競技、公営くじまたは合法的な遊戯を除く)
 - (6) 関連法規、条例、業界規制等に違反もしくは違法または反社会的な表現・内容を含む場合
 - (7) 警察庁や警察庁関係団体またはその委託先から違法・有害サイトと指定を受けた場合
 - (8) 公序良俗に反する表現・内容を含む場合
 - (9) 宗教関連または政治的勧誘を含む表現・内容の場合
 - (10) 家族・友人等、特定者の利用のみを対象としている場合
 - (11) アクセスのためにID・パスワードを必要とする等、一般に公開されていない場合
 - (12) 内容が乏しい、または不明と認められる場合
 - (13) 本項各号に該当するサイトへのリンクが著しく多い場合
 - (14) その他当社が不適当と認めた場合

第3条(プロモーション、提携申込の承認、提携の解除)

1. 広告主は、当社に対し、広告主の本サービスの利用のために必要となる技術資料又は業務資料その他の管理物(以下「提供物等」という)を、適宜無償で提供又は貸与するものとする。

2. プロモーションにおけるパートナーに対する媒体報酬額は、原則として当社が任意に決定できるものとする。
3. 広告主は、当社所定の方法で当社へ申請し、当社が書面にて承認した場合において、配信しているプロモーション条件等の変更、追加等をすることができる。（当社が広告主に対してプロモーション条件等の変更、追加に係る通知を行い、広告主が承認した場合、または5営業日以内に係る通知への否認を行わなかった場合も、当該条件変更・追加は成立するものとする。）
4. 広告主は、パートナーよりプロモーションへの提携申込を受けた場合、提携申込の受領日より5日以内に当該提携申込の承認の可否を通知するものとする。ただし、広告主が本サービスの管理画面上で自動承認を選択した場合又は前述の期限を経過した場合、すべて自動的に承認されることを承諾するものとする。当該提携申込を承認することにより、広告主と当該パートナーとの間で当該プロモーションの内容に基づいた提携が成立したと看做されるものとする。
5. 広告主は、提携中のパートナーが隨時提携を取りやめる場合があることを予め承諾するものとする。
6. 広告主は、当社の判断により、提携中のパートナーとの提携を解除する場合があることを予め承諾するものとし、その解除理由及び判断基準は、原則公表されないことを承諾するものとする。

第4条(成果報酬の確定および成果の承認について)

1. 本サービスにおいて、成果とは、ユーザーがアフィリエイトサイトを介して広告主の定める成果条件に到達した段階でサーバー上に残される記録のことをいう。
2. 広告主は、成果報酬の承認または却下の確定を、当該成果が発生した月の翌月5営業日以内（以下、「成果確定期限」という。）に実施するものとする（別途、当社が認めた上で確定までの期間を設定していない場合、または別途当社から広告主に対して書面で期間を定めた場合を除く）。成果確定期限までに成果報酬の承認または却下のいずれの確定もなされない場合には、その時点で、広告主は当社が承認の確定をすることを了承したものとみなす。また、承認の確定がなされた成果については、いかなる理由によっても変更、削除を行うことはできないものとする。
3. 広告主は当社との間で事前に成果に関する承認の条件を「全承認」と取り決めた場合、理由の如何を問わず、全ての成果に対して請求が発生することを了承するものとする。
4. 広告主は前条の定めに従い成果報酬条件の変更を希望する場合には、変更月前々月の20日までに当社に通知するものとする。前条の定めに従い承認がなされた場合には、当該変更は変更月の月初めから適用されるものとする。

5. 広告主は何らかの理由により発生成果の確認画面に成果が反映されていない場合でも、パートナーから成果として特定するに足る情報の提示を受けた場合には、これを成果として取り扱い、承認または却下の処理を行わなければならない。
6. 当社は、当社の任意で、広告主のトラッキング内容報告、成果数、成果判断等、本契約に関する監査を行うことができるものとし、広告主は、可能な限りこれに協力し、このために必要な資料等を提供するものとする。
7. 前項の監査により、広告主が当社に支払った広告報酬額と監査の結果に乖離があった場合、当社は当該乖離額を遡及して請求できるものとし、また、当該監査に要した費用は広告主が負担するものとする。なお、広告主は直ちに当該乖離額を支払い、当社の指示に基づき改善を行うものとする。
8. 広告主が成果に関するデータの管理又は不正な行為等の報告を怠ったこと等、広告主の帰責事由に起因して、当社、他の本サービスの利用者又は第三者に対して損害を与えた場合又は問題が生じた場合、当社はその一切の責任を負わないものとし、広告主が自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社が他の本サービスの利用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、広告主はその金額を当社に賠償するものとする。
9. トラッキング用のタグの設定不備等、広告主の帰責事由によって、トラッキング等が正確にされていないと当社が判断した場合、当社は、当該事由によってトラッキングされていない成果数を当社の基準をもって概算し成果とすることができるものとする。ただし、広告主が他社サービスを使用した場合は、広告主の帰責事由の有無に関わらず、トラッキング等が正確にされていないと当社が判断した場合、当社は、当該事由によってトラッキングされていない成果数を当社の基準をもって概算し成果とすることができるものとする。

第5条(データの取得)

1. 広告主は、プロモーションに掲載した広告コンテンツのインプレッション数、クリック数、成果数などの広告関連データについて、広告主サイト内へのタグの設置その他当社が指定する方法により提供しなければならず、これらのデータが当社のサーバーに蓄積されることを了承するものとする。
2. 当社が本サービスから取得した広告関連データは、広告主や広告代理店、他社アドネットワーク、その他第三者から要求があった場合に、その要求の内容に合理性があると当社が判断した場合、任意で情報を提供することができるものとし、広告主はこれを予め了承するものとする。

第6条(支払方法)

1. 広告主は当社またはパートナーに対する本サービスを通じて発生した成果報酬の支払義務を負うものとする。成果報酬は、別途定める成果が得られた場合に確定するものであり、成果報酬が確定した後は、いかなる理由でも、広告主は支払義務を免れられないものとする。
2. 初期費用の額については、個別契約に記載のとおりとする。初期費用が発生する場合は、広告主は、本サービス利用開始後の最初の請求時に、他の利用料金と合わせて、当社の指定口座に振り込んで支払うものとする。登録後においては初期登録料の返還は行わないものとする。
3. 月額費用の額については、個別契約に記載のとおりとし、月額費用が発生する場合は、当社は、成果報酬の有無にかかわらず月額費用を請求する。
4. 当社は広告主から広告報酬の支払いを受けた場合以外では、パートナーに対して媒体報酬の支払義務(成果報酬の連帯保証債務等を含む)を一切負わないものとする。
5. 広告主が当社に対し、広告報酬の支払いを一部でも遅滞した場合、当社はパートナーへの支払事務を代行しないものとする。その場合に生ずるすべての紛争・損害等については、広告主がすべての責を負い、自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切その責任を負わないものとする。
6. 当社は、毎月の月末を締め日とし、広告主に関する成果を集計し、成果報酬金額を確定して、広告主に対する請求書を発行する。
7. 広告主は、当社が指定する口座に、締め日の翌月の末日までに前項の成果報酬金を支払うものとする。なお、振込手数料は広告主の負担とする。
8. 前項において、末日が銀行休業日の場合は、その翌営業日までに支払うものとする。
9. 広告主の当社に対する債務の弁済期限が超過した場合であって、当社が広告主に対して債務を負っている場合、当社は、隨時当該両債務を対応額で相殺することにより、当該債務の弁済に充当できるものとする。
10. 前項による相殺の後、広告主の当社に対する債務が存在する場合には、当社は、パートナーに対する支払いを行わないものとする。当社が、パートナーに対し、当社の広告主に対する成果報酬支払請求代理権を返還した場合に限り、パートナーとの交渉は直接広告主が行うものとする。なお、当社はこれにより発生する第三者からのクレームや紛争等に対しては一切の責任を負わないものとする。
11. 前項の適用にもかかわらず、広告主による成果報酬の未払いにより、当社がパートナーに対する支払いを代行できず、パートナーの申出の上、当社が認めた場合又は当社が判断した場合、当社は、パートナーに対し、当社の当該広告主に対する媒体報酬支払請求代理権を返還することができるものとし、その場合、当該広告主はパートナーに対して、直接媒体報酬を支払うものとする。なお、当該権利返還後、当社はその一切の責任を負わないものとし、広告主が自己的責任と費用をもってその一切を処理解決するものとし、当社が他の本サービスの利用者

又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、広告主はその金額を当社に賠償しなければならない。

第7条（保証）

本サービスは現状有姿で提供され、本規約に明記されている事項を除き、当社は本件システムに関し、その品質、性能、商品性および特定の目的への適合性に対する保証を含め、あらゆる明示または默示の保証をしない。

第8条(監視業務)

1. 当社は、広告主が本規約に則り本サービスを利用しているかについて当社の裁量により監視することができるものとする。
2. 当社は、違反行為を行った広告主に対し、本契約を解除することができるものとする。なお、広告主の違反行為等により広告主又は当社が損害を被った場合は、当該広告主に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

第9条(契約期間)

1. 本契約の存続期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当社または広告主が相手方に対し期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、本契約の期間は自動的に1年間延長するものとし、以降これに準ずるものとする。
2. 広告主は契約期間終了後でも、第4条の定めに従い、成果報酬の承認あるいは却下を行うものとする。

第10条(解除)

広告主が以下の各号に該当した場合、当社は何らの催告をすることなく、ただちに契約を解除することができるものとする。その際に広告主は債務に関する一切の期限の利益を失うものとし、当社に対して負担する全ての債務をただちに支払わなければならない。

- (1)本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2)破産、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、または特定調停その他の倒産手続開始の申立てがあった場合
- (3)自己振出の手形または小切手が不渡りとなったとき、または、銀行取引停止処分を受けた場合
- (4)反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であることを推認させる合理的事実がある場合

- (5) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立て等があった場合
- (6) 税公課を滞納し督促を受け、又は保全差押を受けた場合
- (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると客観的に認められる場合
- (9) 相手方の行う報告に虚偽があった場合、その他信頼関係が著しく損なわれるに至った場合
- (10) 違法行為を行った場合
- (11) 災害、労働争議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると当社が認めめた場合
- (12) 広告主宛の連絡が 30 日以上取ることができない又は連絡を取ることが不可能と当社が判断した場合
- (13) 登録された広告主サイト等の名称や URL が同一、あるいは、メールアドレスが同一、あるいは振込先、あるいは氏名や会社名が同一であるのにもかかわらず、更に別の本サービスで用いる ID を取得している事が明らかになった場合
- (14) 過去に本サービス又は当社の他のサービスにおいて、契約違反等により当該契約を解除されていることが明らかになった場合
- (15) その他、本サービスに不適切と当社が判断した場合

第 11 条(解約)

1. 本契約の解約、解除、終了後、プロモーションの出稿期間中に成果が発生した場合（本契約日と利用開始日が一致しない場合を含む）、広告主は第 4 条及び第 6 条の定めのとおりその広告報酬を支払わなければならないものとする。
2. 広告主は、契約期間終了前に本契約を解約する場合には、1 年分の報酬等から、既に支払い済みの報酬等を差し引いた金額を、当社に対して支払うものとする。なお、既に支払い済みの報酬等は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

第 12 条(機密保持)

1. 当社及び広告主は、本契約の締結前後問わず、本件サービスの提供及び利用により知り得た相手方の秘密情報を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本件 サービスの提供及び利用のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならないものとする。
2. 秘密情報とは、営業上又は技術上の情報で、口頭、文書又は電子媒体等の情報の提供方法を問わず、秘密として取扱うよう指定された情報であって、媒体上に「秘密情報」又は

「confidential」等の表示が明示されているか、又は口頭での開示時に「秘密情報」である旨の告知がなされ、かつ開示後速やかにその対象が特定された情報をいう。ただし、以下の項目に該当するものは機密情報からは除くものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受けた当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 広告主または当社が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発され、かつ相手方からの情報によらないもの
3. 前各項の定めは、本契約の終了後も3年間有効に存続するものとする。

第13条（個人情報の取扱）

1. 当社は、本サービスを介し接触を持つユーザから取得する個人情報（以下「ユーザ情報等」という。）を、本サービスの業務遂行に必要な範囲で、利用、解析、提供等を行う場合がある。
2. 当社及び広告主は、ユーザ情報等の適切な保存・廃棄方法の構築、情報管理責任者の設置、従業員に対する教育等、ユーザ情報等が第三者に漏えいしないために必要な措置を講じる義務を負う。

第14条(知的財産権・著作権等)

1. 当社または当社パートナーが本サービスに関して提供する、コンテンツ、投稿、技術および全てのイメージ（編集画像、肖像権等も含む。以下、「提供物」という）に関する権利は当社に帰属するものとし、広告主が作成した提供物は広告主に権利帰属されるものとする。当社は本サービスを通じて広告主に提供物の二次利用等を許諾することができるものとする。
2. 広告主は、第三者の著作物を利用する時は、当社・広告主が利用することについて、事前に第三者の許可をとらなければならないものとし、本サービスにおいて、著作権その他の知的財産権等に関して問題のあるコンテンツを利用することはならないものとする。
3. 当社は、本条第1項の広告主に帰属する著作権、前項の第三者の著作物及び利用者の基礎情報（会社名・ロゴ等・HP画像・その他）について、宣伝等のために無償でかつ事前の通知なく利用することができるものとし、広告主はこれを承諾する。

第15条(広告主の義務)

1. 広告主は、やむを得ない場合を除き、本サービスが正常に稼働するように、広告主サイトを中断、停止状態に陥ることのないように努めるものとする。

2. 広告主は、広告主サイトの内容を大幅に変更する場合、また、広告主サイトがアクセスできない状態になったとき、又はなり得る可能性があるときは直ちに当社に通知する義務を負うものとする。
3. 広告主は、広告主サイトの内容を、第2条第6項に掲げる内容に変更してはならないものとする。
4. 広告主は、広告主サイトの内容に関してトラブルが発生した場合には、広告主がすべて自己の責任において円滑、迅速に解決を図り、当社及びパートナーには一切の損害、負担、迷惑等をかけないものとする。
5. 広告主は、本サービスの提供を受けることに問題が生じた場合や、その他の問題を発見した場合は、直ちに当社に報告するものとする。広告主が報告を怠ったことにより、トラブルやその他の問題が生じた場合、広告主が一切の責任を負うものとする。
6. 広告主は、管理画面を利用するための本サービスにかかるID、パスワード、その他の情報等を厳重に管理するものとし、不正使用、第三者への漏洩及び、第三者への使用許諾等を禁じる。当社が発行したID、パスワード、その他の情報等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は広告主が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。当社が広告主に発行したID、パスワードによりログインした管理画面上で行われた行為については、すべて広告主自身がした行為とみなすものとする。
7. 広告主は、申込時に当社に申し出た事項に変更があった場合は、直ちに当社に通知し登録情報の変更を行うものとする。広告主がこの通知を怠ったことにより発生した問題については、広告主が責任をもって処理し、当社はその責任を負わないものとする。
8. 広告主は、トラッキングを行うため、専用のタグを広告主サイトにインストールしなければならないものとし、広告主が常時管理する責任を負うものとする。
9. 広告主は当社に対し、広告の内容が以下各号のいずれにも該当しないことを保証するものとする。
 - (1)法律、政令及び省令、規制、公序良俗等に違反すること
 - (2)第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害すること
 - (3)第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権等の人格的権利を侵害すること
10. 広告主は、当社管理ウェブサイトへのアクセスに必要なID、パスワードの管理を自らの責任において管理することとし、当該ID、パスワードの盗難、漏洩等に基づく一切の損害に対し、当社は責任を負わないものとする。
11. 広告主は本サービスの提供を受ける過程において当社が広告主に開示した情報をもとに、本サービスのネットワーク内にあるアフィリエイトサイトを運営するパートナーと直接に広告の掲載に関する契約締結・取引・折衝等を行ってはならない。

12. 前項の規定については、契約解除後も効力を失わないものとする。ただし、パートナーが広告主の紹介により本サービスに参加した場合、また、本サービスに参加中のパートナーの紹介により広告主が本サービスに参加した場合、または当社が書面上で許諾を行った場合は、本契約の解除後は本項の規定を適用しないものとする。
13. 本条第11項の規定に違反して、本サービスを迂回して広告主が直接にパートナーと広告掲載契約を締結した場合は、当該広告主は当社に対し、当社規定の違約金を支払うものとする。かかる違約金の定めは、当社が広告主に対して当該違約金額を超える損害の賠償を請求することを何ら妨げないものとする。

第16条(広告掲載における法令遵守等)

1. 広告主は、広告掲載において、著作権法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医療広告ガイドライン、不当景品類及び不当表示防止法その他関連法規を遵守するものとする。
2. 広告主は、本条に該当する事由により当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。また、当該事由によって、第三者との間でトラブルが発生した場合には、広告主の費用と責任で解決するものとし、当社及び当社パートナーはその責任を負わないものとする。

第17条(通知、連絡、届出)

1. 本契約について、広告主と当社の間の通知・連絡は、原則として、電子メールを用いて行われるものとする。広告主は、当社が通知・連絡のために発信した電子メールを、常時受信できる状態にしておかなければならぬものとし、これらの連絡メールを広告主は受信拒否してはならないものとする。
2. 広告主は、パートナーへの直接の連絡を行ってはならないものとし、連絡を必要とする場合は当社に対して当該連絡を申し込むものとする。
3. 広告主は、住所・名称・代表者、メールアドレス等の登録内容に変更があった場合に、直ちに当社に届け出るものとする。
4. 広告主が前項の届出を怠ったために、当社からの通知又は書類が延着し、または送達されなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとし、延着、未到着により生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第18条(本サービスの停止・変更・修正・追加・削除)

1. 当社は、いつでも本サービスを停止、変更、修正、追加または削除することができるものとする。

2. 前項の場合、当社は一ヶ月前に電子メール等により広告主にその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。
3. 広告主は、本サービスが前項により停止、変更、修正、追加又は削除される場合があることを予め承諾し、これにより成果が減少した場合でも異議を申し立てず、当社は損害賠償義務を負わないものとする。

第 19 条(地位等の譲渡禁止)

契約者は、相手方に事前に書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、担保に供することはできないものとする。

第 20 条(免責)

1. 当社は、本サービスの運営に対して安定的に維持することを努めるものとするが、以下の事項をはじめとした本サービス、他の広告主サイト、アフィリエイトサイトの動作、正確性、信頼性、完全性、有用性、保全性、内容、性能、適合性、権利の非侵害性、その他一切の保証をしない。
 - (1)当社が利用するサーバーが正常に稼働し続けること。
 - (2)本サービスが一時的にも停止することなく、常時問題なく運営されること。
 - (3)本サービスにおいて利用するシステムに不備がないこと。
 - (3)本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元・修復されること。
 - (4)本サービス内にコンピューターウィルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
 - (5)本サービスにおいて利用する第三者のサービスないしシステムに不備がないこと。
 - (6)完全なセキュリティの提供及び確保すること。
 - (7)パートナー、ユーザーの動作環境に依存せずに、広告が常に正常に表示されること及び成果が正確に測定されること。
2. 広告主の本サービスの利用により生じた損害又は損失について、当社は一切の責任を負わないものとする。ただし、損害の原因が当社の業務上の過失によるものである場合には、当社は当該損害(逸失利益を含む間接損害、特別損害及び弁護士費用を除く)を賠償するものとするが、損害賠償責任を負う場合であっても、法的構成の如何を問わず、月額利用料金の1ヶ月分相当の金額を賠償額の上限とする。
3. 広告主が本契約又は本サービスの利用によって、他の本サービスの利用者若しくは第三者との間で紛争が起こった場合、又は他の本サービスの利用者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当社に故意又は過失がある場合を除き、当社はその一切の責任を負わないものとし、広告主が自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社が他の本サービスの利

用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、広告主はその金額を当社に賠償しなければならないものとする。

4. 本サービスは広告成果の発生を保証するものではなく、成果の発生しない場合でも、第6条に定める料金の発生を妨げないものとする。
5. 本規約に関連して当社が広告主に対して債務不履行責任または損害賠償責任を負った場合(前各項の場合を含むがこれに限られない。)には、法的構成の如何を問わず、当該賠償額は月額利用料金の1ヶ月分相当の金額を賠償額の上限とする。

第21条(不可抗力)

天災、火災、地震、ストライキ、洪水、暴風雨、疫病、暴動、テロ、戦争行為、政府の行為、通信サービスもしくはインターネット環境の不通、不能状態を含むがこれらに限定されない、当社の妥当な管理を超えたその他の事由により、本サービスの全部または一部が不履行または遅延した場合において、当社はその責任を負わないものとする。

第22条(遅延損害金)

広告主が利用料金の支払い義務を怠り、支払いが遅延する場合には、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとする。

第23条(損害賠償)

広告主は、本規約に違反して当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。広告主が行った行為に起因して当社が損害を被った場合には(当社が第三者から損害賠償を請求された場合を含む。また、逸失利益を含む間接損害、特別損害及び合理的な弁護士費用を含む。)、当社はその対応に要する費用を含めて、当該損害額の全額を広告主に請求できるものとする。

第24条(反社会的勢力の排除)

1. 広告主は、次の各号に該当しないことを表明・確約し、この表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスにおいて登録抹消手続きがなされること、また、これにより広告主または広告主の属する団体に損害が生じた場合でも、広告主の責任とすることに同意するものとする。
2. 本サービス利用期間中、広告主は、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたくても該当しないことを確約するものとする。
 - (1)暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(4) 暴力団準構成員

(5) 暴力団関係企業

(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(7) 上記各号に準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)

3. 本サービス利用期間中、広告主は、次のいずれかに該当する者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

4. 広告主は、自らまたは第三者を通じて、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為

(5) その他以上の行為に準ずる行為

5. 前項の規定により登録抹消の手続きがなされた場合には、広告主は、当該登録抹消により生じた損害について、当社に一切の請求を行うことができないものとする。

第 25 条(規約改訂)

1. 当社は本規約を改訂することができるものとする。

2. 当社が本規約を変更し、変更内容を広告主に通知した後においても、広告主が本サービスを継続して利用した場合には、広告主は変更後の規約を承認したものとする。

第 26 条(存続条項)

1. 本規約の適用期間は、当社と広告主間で本契約が成立した日より本契約の解約、解除、その他原因の如何を問わず本契約が終了する日までとする。
2. 本規約の第12条、第13条、第14条、第15条、第20条、第22条、第23条、第26条、第27条、第29条の規定は、本契約終了後も有効とする。ただし、前記各条において契約終了後の有効期限が定められている場合は、当該各条の定めが優先するものとする。

第27条(合意管轄裁判所)

本サービスに関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条(準拠法)

本規約の効力、解釈等については、日本国法が適用されるものとする。

第29条(協議事項)

1. 本規約と異なる定めが必要となる場合は当社と広告主の間で覚書等を取り交わし、個別に対応するものとする。
2. 広告主および当社は、本規約に関して疑義が生じた場合ならびに本規約に定めのない事項については、協議の上、解決を図るものとする。

第30条(分離可能性)

本契約・本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不可能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

以上

2023年8月1日制定

(別紙 案件概要等)

本サービスの内容および対価に関する条件は、当社が広告主に対して電子メールまたはチャットその他合理的な方法により送付する「s_ADFROG-hash_お見積書.pdf」または「s_performance-marketing_estimate.pdf」に記載された内容に従うものとする。